

令和6年度

 P T A 総 会 議 案 書

つくばみらい市立谷和原中学校 PTA

# 議案書目次

第1号議案 令和5年度事業報告

第2号議案 令和5年度収支決算報告並びに会計監査報告  
(1) 一般会計  
(2) 教育振興会費  
(3) 特別会計

第3号議案 令和6年度本部役員（案）

第4号議案 令和6年度事業計画（案）

第5号議案 令和6年度収支予算書（案）  
(1) 一般会計  
(2) 教育振興会費

参考資料

規約

組織図

慶弔規定

教育振興会規約

個人情報取扱規約

	校 内 ・ 校 外 事 業 名
4 月	入学式 第 1 学年委員決定 P T A 総会 ( W E B ・ 書面決議 ) 専門委員会 市 P 連総会
5 月	第 1 回 P T A 運営委員会 県南 P 連総会 県 P 連総会
6 月	体育祭 市 P 連役員会 ・ 理事会
7 月	学校公開日 P T A 授業参観 制服バザー 市 P 連役員会 ・ 理事会
8 月	県南地区 P T A 指導者研修会 日 P 全国研究大会 つくばみらい市義務教育フォーラム 学校保健委員会
9 月	奉仕作業 第 2 回 P T A 運営委員会
10 月	関東ブロック研究大会 穂緑祭
11 月	市 P 連役員会 ・ 理事会 市 P 連指導者研修会 茨城県 P T A 振興大会
12 月	市 P 連ソフトバレーボール大会 学区学校公開日
1 月	
2 月	学年末 P T A 第 1 , 2 学年 新入生保護者説明会
3 月	第 3 回 P T A 運営委員会 ・ 本部役員会 卒業式 市 P 連役員会 ・ 理事会 会計監査

## 令和5年度 PTA一般会計 決算書

### 1 収入の部

項目	本年度予算額	本年度決算額	比較 増減(-)	付記
会費	1,296,000	1,364,040	68,040	270円×421人分(職員分含む)×12ヶ月
繰越金	108,437	108,437	-	
合計	1,404,437	1,472,477	68,040	

### 2 支出の部


項目	本年度予算額	本年度決算額	比較 増減(-)	付記
<b>1 事務関連諸費</b>	200,000	64,479	-135,521	
1) 旅費	50,000	21,000	-29,000	旅費補助
2) 会議費	100,000	-	-100,000	
3) 会員研修費	50,000	43,479	-6,521	研修参加費 等
<b>2 事業費</b>	320,000	107,825	-212,175	
1) 学年委員会費	20,000	21,822	1,822	卒業式バルーンアート代 等
2) 教養委員会費	50,000	-	-50,000	
3) 広報委員会費	100,000	33,000	-67,000	体育祭動画編集代
4) 校外委員会費	50,000	4,510	-45,490	横断旗
5) 環境整備委員会費	100,000	48,493	-51,507	混合油 お茶代
<b>3 生徒活動対策費</b>	400,000	647,962	247,962	
1) 生徒福祉費	200,000	299,149	99,149	自転車反射ステッカー 卒業祝 進級祝
2) 学校行事費	200,000	348,813	148,813	名札ケース 駐車場整備備品 式典用カーペット 他
<b>4 図書</b>	100,000	99,638	-362	
図書購入費	100,000	99,638	-362	書籍
<b>5 分・負担金</b>	150,000	94,960	-55,040	
1) 分・負担金	100,000	44,560	-55,440	県南・県P連負担金
2) 保険料	50,000	50,400	400	安全互助会保険料
<b>6 慶弔費</b>	50,000	25,248	-24,752	
慶弔費	50,000	25,248	-24,752	慶弔費
<b>7 予備費</b>	184,437	62,470	-121,967	
予備費	184,437	62,470	-121,967	給食白衣 袋 三角巾
<b>合計</b>	1404437	1,102,582	-301,855	

3 差引残高 369,895 円

残高の 369,895 円は、次年度に繰り越します

上記の通り報告いたします。


令和6年3月28日


つくばみらい市立谷和原中学校 PTA会長 幡野 由夏 

### <監査報告>

監査の結果、予算執行が適正であると認めます。

令和6年3月28日

つくばみらい市立谷和原中学校 PTA監事 神田 州見子 

つくばみらい市立谷和原中学校 PTA監事 飯野 舞 

つくばみらい市立谷和原中学校 PTA監事 稲見 悦子 

## 令和5年度 教育振興会費 決算書

### 1 収入の部

項目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減(-)	付記
会費	2,722,800	2,695,920	26,880	550円×12ヶ月×393人、2,760×37人
繰越金	584,382	584,382	-	R4部活動後援費、校友会費残金
合計	3,307,182	3,280,302	26,880	

### 2 支出の部

項目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減(-)	付記
<b>1 事務関係費</b>	<b>70,000</b>	<b>15,707</b>	<b>54,293</b>	
1)事務費	50,000	12,739	37,261	事務用品、用紙代等
2)会議費	10,000	0	10,000	会計監査等
3)手数料	10,000	2,968	7,032	振込手数料等
<b>2 教育活動充実費</b>	<b>1,886,800</b>	<b>1,974,274</b>	<b>-87,474</b>	
1)AiGROW運用費	993,300	898,260	95,040	AiGROW年間使用料
2)外部講師費	50,000	26,366	23,634	講師謝礼等
3)総合的な学習の時間等支援	150,000	225,335	-75,335	食育授業、郷土検定補、校外学習補助等
4)生徒証作成費	193,500	192,600	900	証明写真、生徒証
5)教育環境整備費	500,000	631,713	-131,713	テント、図書室ツール、グラウンドベンチ、培養土等
<b>3 部活動費</b>	<b>1,123,000</b>	<b>1,079,042</b>	<b>43,958</b>	基本70,000円+1,000円×部員数(4/1現在)
1)野球部	77,000	77,000	-	
2)男子バレー部	99,000	99,000	-	登録費、多目的BOX等
3)女子バレー部	87,000	87,218	-218	登録費、ユニフォーム等
4)男子バスケット部	90,000	90,000	-	バス代、高速道路代等
5)女子バスケット部	88,000	88,000	-	バス代、ボール、スコアブック等
6)ソフトテニス部	91,000	91,000	-	ボール、グリップ等
7)サッカー部	96,000	95,770	230	バス代、氷、スポーツドリンク、コーン等
8)卓球部	150,000	149,950	50	カウンター、ボール、卓球台等
9)吹奏楽部	107,000	107,000	-	マレット、リード、オイル等
10)美術部	87,000	87,000	-	ドライヤー、スケッチブック、作品送料等
11)科学技術部	101,000	100,984	16	プチロボ、サーキットマーカー等
12)個人種目費	50,000	6,120	43,880	水泳
<b>4 予備費</b>	<b>227,382</b>	<b>24,600</b>	<b>202,782</b>	市中体連負担金
合計	3,307,182	3,093,623	213,559	

3 差引残高                      3,280,302-3,093,623=186,679                      186,679円

残高の 186,679円は、次年度に繰り越します。

上記のとおり報告いたします。

令和6年3月28日

つくばみらい市立谷和原中学校PTA会長      幡野 由夏



<監査報告>

監査の結果、予算執行が適正であると認めます。

つくばみらい市立谷和原中学校PTA監事      神田 州見子

つくばみらい市立谷和原中学校PTA監事      飯野 舞

つくばみらい市立谷和原中学校PTA監事      稲見 悦子



## 令和5年度 PTA特別会計 決算書

### 1 収入の部

項 目	本年度決算額	付 記
繰越金	176,398	
バザー収益	18,200	
合 計	194,598	

### 2 支出の部

項 目	本年度決算額	付 記
合 計	0	

3 差引残高 194,598 円

残高の 194,598 円は、次年度に繰り越します。

上記の通り報告いたします。

令和6年3月28日

つくばみらい市立谷和原中学校 PTA会長 幡野 由夏



### <監査報告>

監査の結果、予算執行が適正であると認めます。

令和6年3月28日

つくばみらい市立谷和原中学校 PTA監事 神田 州見子



つくばみらい市立谷和原中学校 PTA監事 飯野 舞



つくばみらい市立谷和原中学校 PTA監事 稲見 悦子



役員名	氏名	地区
会長	上野 泰子	福岡
副会長	石井 梓	谷和原
	宮崎 直人	富士見ヶ丘
	油野 明子	(学校)
書記	松岡 歩	富士見ヶ丘
	張替 梨花	谷和原
	田嶋 裕美	(学校)
会計	田村 暁子	富士見ヶ丘
	中島 美紀	福岡
	三戸 紀枝	(学校)
監事	菊地 広志	福岡
	根本 綾子	福岡

顧問	入江 孝	学校長
	幡野 由夏	前会長

	校 内 ・ 校 外 事 業 名
4月	入学式 第1学年委員決定 PTA総会（WEB・書面決議） 専門委員会 市P連総会
5月	第1回PTA運営委員会 県南P連総会 体育祭 県P連総会
6月	市P連役員会・理事会 学校公開日 PTA授業参観 制服バザー プール清掃
7月	市P連役員会・理事会
8月	県南地区PTA指導者研修会 日P全国研究大会 つくばみらい市義務教育フォーラム 学校保健委員会
9月	第2回PTA運営委員会
10月	関東ブロック研究大会 親子奉仕作業 穂緑祭
11月	市P連役員会・理事会 市P連指導者研修会 茨城県PTA振興大会
12月	市P連ソフトバレーボール大会 学区学校公開日
1月	新入生保護者説明会
2月	学年末PTA第1, 2学年・次年度本部役員選出
3月	第3回PTA運営委員会・本部役員会 卒業式 次年度専門委員選出 市P連役員会・理事会 会計監査



## 令和6年度 PTA会計 予算書(案)

## 1 収入の部

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較 増減(-)	付記
会費	1,128,000	1,296,000	-168,000	200円×12ヶ月×470人(職員含む)
繰越金	369,895	108,437	261,458	
特別会計繰越金	194,598	-	194,598	バザー収益金
雑収入	-	-	-	利息
合計	1,692,493	1,404,437	288,056	

## 2 支出の部

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較 増減(-)	付記
<b>1 事務関係費</b>	<b>110,000</b>	<b>200,000</b>	<b>-90,000</b>	
1)資料作成費	-	-	-	総会資料等
2)事務費	-	-	-	事務用品等
3)旅費	50,000	50,000	-	旅費補助
4)会議費	30,000	100,000	-70,000	資料作成等
5)会員研修費	30,000	50,000	-20,000	研修参加費等
<b>2 事業費</b>	<b>300,000</b>	<b>320,000</b>	<b>-20,000</b>	
1)学年会費	50,000	20,000	30,000	卒業式フォトスポット設置費等
2)教養委員会費	100,000	50,000	50,000	バザー準備費等
3)広報委員会費	50,000	100,000	-50,000	広報誌代等
4)校外委員会費	50,000	50,000	-	校外指導用品等
5)環境整備委員会費	50,000	100,000	-50,000	混合油 お茶代等
<b>3 生活活動対策費</b>	<b>800,000</b>	<b>400,000</b>	<b>400,000</b>	
1)生徒福祉費	400,000	200,000	200,000	入学祝 卒業祝 自転車鑑札
2)学校行事費	400,000	200,000	200,000	保護者名札ケース 駐車場警備費用等
<b>4 図書</b>	<b>150,000</b>	<b>100,000</b>	<b>50,000</b>	
図書購入費	150,000	100,000	50,000	書籍代等
<b>5 分・負担金</b>	<b>150,000</b>	<b>150,000</b>	<b>-</b>	
1)分・負担金	100,000	100,000	-	各P連負担金
2)保険料	50,000	50,000	-	安全互助会保険料
<b>6 慶弔費</b>	<b>50,000</b>	<b>50,000</b>	<b>-</b>	
慶弔費	50,000	50,000	-	
<b>7 予備費</b>	<b>132,493</b>	<b>184,437</b>	<b>-51,944</b>	
予備費	132,493	184,437	-51,944	
<b>8 その他</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	
環境整備費	-	-	-	
合計	1,692,493	1,404,437	288,056	

\* 項目間の流用を認める

令和6年4月20日

上記のとおり提案いたします。

つくばみらい市立谷和原中学校PTA会長

※事務用品・環境整備費については、本年度も学校活動支援交付金を活用予定のため、予算には計上いたしません。

令和6年度 教育振興会費 予算書(案)

1 収入の部

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減(-)	付記
会費	2,256,000	2,722,800	-466,800	400円×12ヶ月×470人
繰越金	186,679	584,382	-397,703	前年度予算はR4部活動後援費、校友会費残金
合計	2,442,679	3,307,182	-864,503	

2 支出の部

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減(-)	付記	R6部員数	R5部員数
1 事務関係費	70,000	70,000	-			
1)事務費	50,000	50,000	-	事務用品、用紙代等		
2)会議費	10,000	10,000	-	会計監査等		
3)手数料	10,000	10,000	-	振込手数料等		
2 教育活動充実費	800,000	1,886,800	-1,086,800			
1)AiGROW運用費	-	993,300	-993,300			
2)外部講師費	50,000	50,000	-			
3)総合的な学習の時間等支援	150,000	150,000	-			
4)生徒証作成費	-	193,500	-193,500			
5)教育環境整備費	600,000	500,000	100,000			
3 部活動費	1,411,000	1,123,000	288,000	基本100,000円+1,000円×部員数(4/1現在)		
1)野球部	111,000	77,000	34,000	登録費・用具類・ユニフォーム等	11	7
2)男子バレー部	121,000	99,000	22,000	登録費・用具類・ユニフォーム等	21	29
3)女子バレー部	126,000	87,000	39,000	登録費・用具類・ユニフォーム等	26	17
4)男子バスケット部	130,000	90,000	40,000	登録費・用具類・ユニフォーム等	30	20
5)女子バスケット部	125,000	88,000	37,000	登録費・用具類・ユニフォーム等	25	18
6)ソフトテニス部	125,000	91,000	34,000	登録費・用具類・ユニフォーム等	25	21
7)サッカー部	120,000	96,000	24,000	登録費・用具類・ユニフォーム等	20	26
8)卓球部	124,000	150,000	-26,000	登録費・用具類・ユニフォーム等	24	-
9)吹奏楽部	135,000	107,000	28,000	楽譜代・楽器修理代等	35	37
10)美術部	121,000	87,000	34,000	材料費等	21	17
11)科学技術部	123,000	101,000	22,000	材料費・活動費等	23	31
12)個人種目費	50,000	50,000	-	剣道、水泳、陸上等		
4 予備費	161,679	227,382	-65,703	全国・関東大会補助、楽器運搬補助等		
合計	2,442,679	3,307,182	-864,503			

\* 項目間の流用を認める

令和6年4月20日

上記のとおり提案いたします。

つくばみらい市立谷和原中学校PTA会長

※部活動費の算出方法について

新入生増のため、令和6年度は各部基本100,000円に、部員一人につき1,000円を加算しています。(部員数はR6.4.1現在の2,3年生)卓球部は活動2年目となりますので、他の部活と同様の算出方法とします。

※教育活動充実費について

令和6年度以降は、1)AiGROW運用費 4)生徒証作成費については、教材費から支出します。

# つくばみらい市立谷和原中学校 P T A 規約

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (名称)

本会はつくばみらい市立谷和原中学校 P T A と称する。

### 第 2 条 (会員)

本会の会員は、谷和原中学校に在籍する生徒の保護者及び教職員をもって会員とする。ただし、本会の趣旨に賛同する者を賛助会員とする。

### 第 3 条 (目的)

本会は、会員相互の親睦を深めること、会員の教養の向上を図ること、並びに学校の教育環境を整備することを通して、教育水準の向上に努め、よりよい生徒の育成を図ることを目的とする。

### 第 4 条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 会員の親睦、教養の向上に関すること
- 2 教育施設、設備の充実並びに教育環境の整備に関すること
- 3 生徒の福祉厚生及び生活指導に関すること
- 4 生徒の学習指導面への協力に関すること
- 5 その他必要な事業

### 第 5 条 (事務局)

本会の事務局は谷和原中学校におく。

## 第 2 章 組 織

### 第 6 条 (役員)

本会に次の役員を置く。役員は総会の承認を得て決定され、任期は 1 年とする。ただし、再任することが出来る。補欠による任期は前任者の残任期とする。

- |   |     |                   |
|---|-----|-------------------|
| 1 | 会長  | 1 名               |
| 2 | 副会長 | 3 名以上 (教職員を含む)    |
| 3 | 書記  | 2 名以上 (教職員 1 名含む) |
| 4 | 会計  | 3 名以上 (教職員 1 名含む) |
| 5 | 監事  | 2 名以上             |

### 第 6 条の 2 (役員の仕事)

会長は、本会を代表し、会務を総理する。

副会長は、会長を助け、会長不在のときはその代理となる。

書記は、会議及び会務を記録し、これを保存する。

会計は、収支を記録し、総会において決算報告をする。

監事は、会計を監査する。

### 第6条の3（顧問）

谷和原中学校長及び前会長は本会の顧問となる。

## 第3章 運 営

### 第7条（機関）

本会に次の機関をおく。

- |           |         |           |
|-----------|---------|-----------|
| 1 総 会     | 2 役員会   | 3 運営委員会   |
| 4 学年委員会   | 5 専門委員会 | 6 役員選考委員会 |
| 7 会計監査委員会 |         |           |

### 第8条（総会）

総会は、本会の最高議決機関であり、その議決は会員過半数の同意によって成立する。なお、出席は委任状をもって代えることができる。

総会は、毎年1回開催し、年度当初に会長が招集する。なお、総会の議長は第2学年委員長が行うこととする。

ただし、会長が必要と認めたとき及び会員の3分の1以上の要請があるときは、臨時に開くことができる。

審議事項は次の各号とする。

- 1 規約の改廃
- 2 役員を選出及び承認
- 3 事業報告並びに決算の承認
- 4 事業計画並びに予算の決定
- 5 その他必要と認める事項

### 第9条（役員会及び委員会）

役員会及び委員会の任務は次の通りとする。

- 1 役員会は、運営委員会での議事の作成にあたる。  
役員会は、正副会長、書記、会計、監事をもって構成する。
- 2 運営委員会は、議会に提出する案件の作成にあたる。
- 3 学年委員会は、当該学年PTAの諸事業の運営にあたる。
- 4 専門委員会は、教養、広報、校外指導、環境整備の各部会をおき、専門活動を行う。
- 5 役員選考委員会は、本会の正常な発展のため、公平無私の適任者を選考する。
- 6 会計監査委員会は、会計の監査をし、その結果を総会に報告する。

## 第4章 会 計

### 第10条（経費）

本会の経費は、会費、寄付及び事業収入をもってこれに充てる。

- 1 会費は、会員1名につき月額200円とする。
- 2 会員が公務のため出張した場合、交通費を支給するものとする。

第 1 1 条（会計年度）

本会の会計年度は、毎月 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

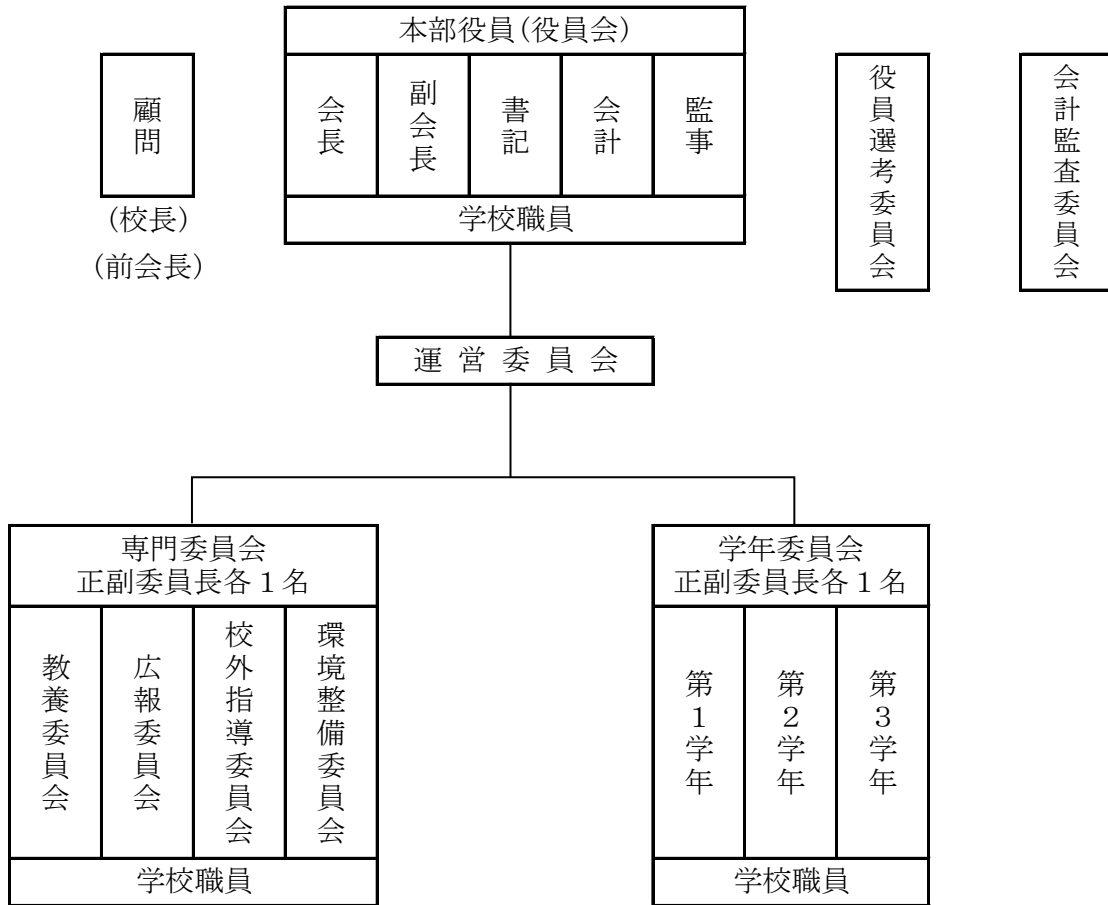
附 則

1 本規約は、昭和 4 5 年 4 月 1 9 日に制定し、即日実施する。

2 本規約の一部改正

昭和 4 7 年	4 月 1 9 日	昭和 4 8 年	4 月 1 8 日
昭和 5 0 年	4 月 1 7 日	昭和 5 2 年	4 月 2 3 日
昭和 5 3 年	4 月 2 2 日	昭和 5 4 年	4 月 2 1 日
昭和 5 5 年	4 月 1 9 日	平成 3 年	4 月 2 7 日
平成 4 年	4 月 2 5 日	平成 5 年	4 月 2 4 日
平成 6 年	4 月 2 3 日	平成 7 年	4 月 2 9 日
平成 8 年	4 月 2 9 日	平成 1 2 年	4 月 2 2 日
平成 1 4 年	4 月 1 3 日	平成 1 6 年	4 月 1 7 日
平成 2 0 年	4 月 2 0 日	平成 2 4 年	4 月 1 4 日
平成 2 8 年	4 月 1 6 日	平成 2 9 年	4 月 1 5 日
平成 3 0 年	4 月 1 4 日	令和 4 年	4 月 1 6 日
令和 5 年	4 月 2 2 日	令和 6 年	4 月 2 0 日

# 谷和原中学校PTA組織図



## 慶 弔 規 定

1 この規定は、つくばみらい市立谷和原中学校PTAの慶弔について定め、その慶弔金の種類は次のとおりとする。

種 類	対 象	金 額
弔慰金	会員及びその配偶者並びに本校在校生	10,000 円
疾病見舞金	会員及び本校在校生 (病気又は事故などで10日以上入院)	5,000 円
被災見舞金	会員 (住宅火災など災害を被った場合)	5,000 円

- 2 上記以外の慶弔費等を支出する際は、役員会の判断に委ねるものとする。
- 3 上記各事項の慶弔金等に対する返礼は、一切無用とする。
- 4 本規定は、運営委員会の過半数以上の賛成があった場合、改定できるものとする。

### 附 則

- 1 この慶弔規定は、昭和51年9月1日より適用する。
- 2 この慶弔規定は、平成4年4月25日一部改正する。
- 3 この慶弔規定は、平成5年4月24日一部改正する。
- 4 この慶弔規定は、平成11年4月25日一部改正する。
- 5 この慶弔規定は、平成21年4月25日一部改正する。
- 6 この慶弔規定は、平成22年4月17日一部改正する。
- 7 この慶弔規定は、平成24年4月14日一部改正する。
- 8 この慶弔規定は、平成28年4月16日全部改正する。
- 9 この慶弔規定は、平成29年4月15日一部改正する。

## つくばみらい市立谷和原中学校教育振興会規約

- 第1条 本会は、つくばみらい市立谷和原中学校教育振興会と称し、事務局を学校内におく。
- 第2条 本会は、谷和原中学校の特色ある教育活動と、文化的及び体育的活動の充実を図るため、学校及びPTAとの緊密な連携のもとに、物心両面より支援し、その振興を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は、目的達成のため、次の事業を行う。
- 1 特色ある教育活動の援助
  - 2 各部活動の援助
- 第4条 本会は、谷和原中学校に在籍する保護者をもって会員とする。ただし、本会の趣旨に賛同する者を賛助会員とすることができる。
- 第5条 本会に次の役員をおく。
- 1 会長 1名
  - 2 副会長 3名以上（教職員を含む）
  - 3 書記 2名以上（教職員1名含む）
  - 4 会計 3名以上（教職員1名含む）
  - 5 監事 2名以上
- 第6条 前条の役員は、PTAの本部役員が兼任する。
- 第7条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。  
副会長は、会長を助け、会長不在のときはその代理となる。  
書記は、会議及び会務を記録し、これを保存する。  
会計は、収支を記録し、総会において決算報告をする。  
監事は、会計を監査する。
- 第9条 本会に次の機関をおく。
- 1 総会
  - 2 役員会
- 第10条 役員会は、本会の最高機関で毎年度当初に会長がPTA総会とともに招集し、所要事項を審議する。
- 第11条 役員会は、正副会長、書記、会計、監事をもって構成する。
- 第12条 役員会は、必要に応じて会長が招集し、会務を執行する。なお、緊急な事業が発生した場合は専決処理をし、次回の承認を受ける。
- 第13条 本会の経費は、会費及び寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。  
会費は、会員1名につき月額400円とする。
- 第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 附 則

- 1 本規約は、昭和51年4月22日に制定し、即日実施する。



- 2 本規約は、昭和53年4月22日に一部改正する。
- 3 本規約は、平成6年4月23日に一部改正する。(第5、13条)
- 4 本規約は、平成12年4月22日に一部改正する。(第13条)
- 5 本規約は、平成29年4月15日に一部改正する。(第9、10、11、12条)
- 6 本規約は、平成30年4月14日に一部改正する。(第5条)
- 7 本規約は、令和5年4月22日に一部改正する。(第1、2、3、13条)
- 8 本規約は、令和5年4月22日に一部改正する。(会名、第1、2、3、10、13条)
- 9 本規約は、令和6年4月20日に一部改正する。(第13条)

## つくばみらい市立谷和原中学校 P T A 個人情報取扱規約

- 第 1 条 この規約は、谷和原中学校 PTA（以下「本会」と称す）の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利と利益を保護することを目的とする。
- 第 2 条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規約に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正におこなう。
- 第 3 条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。
- 第 4 条 本会における個人情報の管理者は会長とする。
- 第 5 条 本会における個人情報の取扱者は役員及び各委員会委員長とする。
- 第 6 条 個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その役職を退いた後も同様とする。
- 第 7 条 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め明示する。また、円滑な PTA 活動をおこなうために以下の情報を取得する。
1. 会員の氏名・連絡先（住所・電話番号・メールアドレス・生年月日）
  2. 会員の子どもの氏名・クラス
  3. 必要に応じ、会員や会員の子どもの写真
- 第 8 条 取得した個人情報は以下の目的のために利用する。
1. PTA 活動に必要な連絡網および名簿の作成
  2. 各種行事の案内
  3. 資料等の送付
  4. 役員選出
  5. PTA 活動の諸連絡
- 第 9 条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第 8 条の規約により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。
- 第 10 条 個人情報が記載されたいかなるものも、管理者または取扱者が鍵付きの部屋などに保管し適正に管理する。また、不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。
- 第 11 条 個人情報は、それを取扱う電子機器・電子媒体に、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、パスワードをかけるなど適切におこなう。

第 12 条 個人情報とは次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供をおこなわないものとする。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
3. 公衆衛生のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
4. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第 13 条 本会は、谷和原中学校と利用目的の範囲内に限り取得した個人情報を以下の通り共同利用することがある。

1. 利用する項目：第 7 条で定める通り
2. 利用するものの範囲：谷和原中学校と本会
3. 利用目的：第 8 条で定める通り
4. 責任者：第 4 条で定める通り

第 14 条 個人情報を第三者（第 12 条第 1 項から第 4 項および、県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 対象者の同意を得ている旨

第 15 条 第三者（第 12 条第 1 項から第 4 項および、県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 対象者の同意を得ている旨（事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要）

第 16 条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第 17 条 個人情報を漏えい（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

第 18 条 本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施する。

第 19 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

附 則

1. この細則は、総会の 3 分の 1 以上の賛成がなければ、改正することができない。
2. 改正の結果は、次期総会に報告しなければならない。

この細則は、平成 30 年 4 月 14 日より実施する。